

保護者各位

令和2年3月11日

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正
(公印省略)

臨時休校措置の解除及び学校の再開について（通知）

平素より本市における感染拡大防止への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校としておりましたが、下記のとおり学校の再開をいたします。

最新の情報につきましては、適宜、那覇市教育委員会や学校のホームページでご確認ください。

記

- 1 学校の再開日 **令和2年3月16日（月） ※ 給食は通常通りです。**
[再開の理由] (1)休校期間中に児童生徒の感染者は出ていないこと。
(2)児童生徒の学びを保障するとともに、学童（放課後児童クラブ）や児童館の密集性を回避し、規則正しい生活リズムの確立、一人で過ごす不安の軽減等を図るため。
- 2 家庭での対応
 - (1) 保健管理について
 - ・ 検温及び健康観察シートを活用した健康管理の徹底 **※16日に学校へ持たせてください。**
 - ・ 手洗い（帰宅後、食事前）や咳エチケット等の感染症対策
 - ・ こまめな換気
 - ・ 人の集まる場所等への外出を避ける
 - (2) 児童生徒に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）が見られるときは学校へ連絡し、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。その場合、欠席扱いにはなりません。
 - (3) (2)に該当しないが、出席させることに不安がある場合は学校へご相談ください。
- 3 学校での対応
 - (1) 保健管理について
 - ・ 検温及び健康観察シートを活用した健康管理の徹底
 - ・ 手洗い（登校後、給食前）や咳エチケット等の感染症対策
 - ・ こまめな換気
 - ・ 人の集まる場所等への外出を避ける指導
 - ・ 授業や給食時の座席の工夫
 - (2) 部活動やスポーツ少年団の活動について
平日や休日の活動を再開するときは、次の事項に留意します
 - ・ 一度に大人数が集まって人が密集する活動はしません
 - ・ 接触感染や飛沫感染の恐れがある活動はしません
 - ・ スクイズボトル等の共有物は使用しません
 - ・ 練習試合等、他団体との交流はしません
- 4 その他
 - (1) 学校関係者（児童生徒・教職員）が感染した場合、感染者が最後に登校・出勤した翌日から14日間を目安として、当該校を臨時休校とします。
 - (2) 感染者と濃厚接触のある学校関係者（児童生徒・教職員）は、自宅で14日間の経過観察となり、登校・出勤はできません。

※ 上記の対応は令和2年3月11日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください